

「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」(答申)の構成

〔答申の特徴〕

- 「女性の活躍が大阪を元気にする」をテーマに、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを目指す
- 深刻化するDVへの対応など、今日的課題への対応を盛り込む
- プランを強力に推進するため、産官学、NPO等地域活動を行っている団体との連携によるオール大阪での取組みを推進

〔構成〕

基本的方向性		具体的な取組み例
1. あらゆる分野における女性の活躍	(1) 男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・働き続けやすい職場環境の整備(経営者等の意識啓発、ロールモデル、メンタリング、多様な働き方への支援、男性の育児休業取得の推進等) ・仕事と子育てとの両立(保育所等の整備促進、地域における子育て支援) ・退職後の再就職・起業等の支援(職業能力開発、起業支援等) ・働く男女の健康管理対策の推進(メンタルヘルス専門相談等)
	(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員・府職員・企業・医療分野・地域等における女性の参画促進 ・理工系分野等の女性人材の育成
	(3) 女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく取組みの実施(事業主行動計画の策定・推進等) ・男女雇用機会均等の更なる推進(労働相談、労働法制度の普及・啓発等)
2. 健やかに安心して暮らせる社会づくり	(1) 生涯を通じた男女の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康対策の推進(妊娠・出産等に対する健康支援) ・思春期、成人期、高齢期の健康(保健)対策、子どもの保健・医療の推進、健康被害防止(飲酒・喫煙・薬物等)
	(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発・取組みの推進 (DV、性犯罪、売買春・人身取引、ストーカー、セクハラ、マタハラ、児童虐待等への対応)
	(3) 様々な困難を抱える人々への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭や障がい児への支援、子育て世帯への支援 ・高齢者・障がい者福祉の充実・就業促進、複合的に困難な状況に置かれた人々への対応・支援
3. 全ての世代における男女共同参画意識の醸成	(1) 子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃からの男女共同参画意識の理解促進、男女平等教育の推進
	(2) 男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・オピニオンリーダー層への意識啓発、女性のエンパワーメントとチャレンジのための能力開発、学習機会の充実 ・男性に対する男女共同参画意識の醸成
	(3) 地域活動への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、自治会等地域活動における男女共同参画の促進 ・男女共同参画の視点を取り入れた防災活動の推進
	(4) 多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国際理解教育の促進等 ・外国人情報コーナーの設置・運営